

◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件  
 新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
1・11 (監) 別表 障害児通所給付費等単位数表 第1 児童発達支援 1 児童発達支援給付費（1日につき） イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 利用定員が30人以下の場合 <u>976</u> 単位 (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>917</u> 単位 (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>858</u> 単位 (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>800</u> 単位 (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>779</u> 単位 (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>759</u> 単位 (7) 利用定員が81人以上の場合 <u>737</u> 単位 ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,220</u> 単位	1・11 (監) 別表 障害児通所給付費等単位数表 第1 児童発達支援 1 児童発達支援給付費（1日につき） イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 利用定員が30人以下の場合 <u>972</u> 単位 (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>913</u> 単位 (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>854</u> 単位 (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>797</u> 単位 (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>776</u> 単位 (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>756</u> 単位 (7) 利用定員が81人以上の場合 <u>734</u> 単位 ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,215</u> 単位

(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,073単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	987単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	900単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が15人以下の場合	1,152単位
(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	874単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	798単位
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	620単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	453単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	364単位
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	1,608単位
(2) 利用定員が6人の場合	1,347単位
(3) 利用定員が7人の場合	1,160単位
(4) 利用定員が8人の場合	1,020単位
(5) 利用定員が9人の場合	911単位
(6) 利用定員が10人の場合	824単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	699単位
注1・2 (略)	
2の2 三については、別に厚生労働大臣が定める施設基準	

(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,069単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	983単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	896単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が15人以下の場合	1,147単位
(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	870単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	795単位
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	622単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	455単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	366単位
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	1,599単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	819単位
(3) 利用定員が11人以上の場合	694単位
注1・2 (略)	

に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用定員が10人以下の場合 12単位

ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位

ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

3・4 (略)

5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき277単位を所定単位数から減算する。

6 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ〜ニ (略)

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が5人の場合 410単位

3・4 (略)

5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき276単位を所定単位数から減算する。

6 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ〜ニ (略)

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が5人の場合 410単位

(2)	利用定員が6人の場合	342単位
(3)	利用定員が7人の場合	293単位
(4)	利用定員が8人の場合	256単位
(5)	利用定員が9人の場合	228単位
(6)	利用定員が10人の場合	205単位
(7)	利用定員が11人以上の場合	102単位
7	(略)	
8	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注8及び第3の1の注8において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注8及び第3の1の注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあつては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。	
イ	児童指導員等を配置する場合	
(1)	利用定員が10人以下の場合	195単位
(2)	利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位
(3)	利用定員が21人以上の場合	78単位

(2)	利用定員が6人以上10人以下の場合	205単位
(3)	利用定員が11人以上の場合	102単位
7	(略)	
8	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。	
イ	利用定員が10人以下の場合	193単位

㉔ 指導員を配置する場合

(1) 利用定員が10人以下の場合

183単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

122単位

(3) 利用定員が21人以上の場合

73単位

2 家庭連携加算

イヘロ (略)

注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)を行うのに要する標準的な時間を所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

35単位

注 指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援

㉔ 利用定員が11人以上20人以下の場合

129単位

㉕ 利用定員が21人以上の場合

77単位

2 家庭連携加算

イヘロ (略)

注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)を行うのに要する標準的な時間を所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

(新設)

助を行った場合には、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

4 食事提供加算

イ 食事提供加算 (I)

30単位

ロ 食事提供加算 (II)

40単位

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号又は第3号ロに掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第4号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III)

6単位

注1 イについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉

3 (略)

4 食事提供加算

イ 食事提供加算 (I)

42単位

ロ 食事提供加算 (II)

58単位

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号又は第3号ロに掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第4号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

6単位

注1 イについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割

士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

7～10 (略)

11 送迎加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合

54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合

37単位

注 1 イについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。た

合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

7～10 (略)

11 送迎加算

54単位

注 障害児に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイからハまで又はホを算定している場合は、算定しな

だし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## 12 延長支援加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 61単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(3) 延長時間2時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 128単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(3) 延長時間2時間以上の場合 256単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

## 12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(1) 200単位

ロ 関係機関連携加算(II) 200単位

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との

い。

## 12 延長支援加算

イ 延長時間1時間未満の場合 61単位

ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

ハ 延長時間2時間以上の場合 123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

(新設)

連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

### 13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数

### 13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数

の100分の90に相当する単位数

三 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ) ロにより算定した単位数  
の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあつては、1から12の2までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 333単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 445単位

注1～4（略）

2 家庭連携加算

イ～ロ（略）

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員（以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問

の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあつては、1から12までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 332単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 443単位

注1～4（略）

2 家庭連携加算

イ～ロ（略）

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員（以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問

して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

35単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

4 食事提供加算

イ 食事提供加算 (I)

30単位

ロ 食事提供加算 (II)

40単位

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に医療型児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

(新設)

3 (略)

4 食事提供加算

イ 食事提供加算 (I)

42単位

ロ 食事提供加算 (II)

58単位

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15単位  
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位  
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。以下注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定してい

- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10単位  
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

る場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

8の2 送迎加算

37単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居室等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合には、片道につき所定単位数を加算する。

8の3 保育職員加配加算

50単位

注 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数に加算する。

9 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合

61単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合

92単位

(3) 延長時間2時間以上の場合

123単位

ロ 重症心身障害児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合

128単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合

192単位

(3) 延長時間2時間以上の場合

256単位

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

(新設)

(新設)

9 延長支援加算

イ 延長時間1時間未満の場合

61単位

ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合

92単位

ハ 延長時間2時間以上の場合

123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

9の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(Ⅰ)

200単位

ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)

200単位

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

(新設)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分

に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、1から9の2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

#### 第3 放課後等デイサービス

##### 1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合(ロに該当する場合を除く。)

(1) 授業の終了後に行う場合

(一) 利用定員が10人以下の場合

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

473単位

355単位

に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から9までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、1から9までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

#### 第3 放課後等デイサービス

##### 1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合(ロに該当する場合を除く。)

(1) 授業の終了後に行う場合

(一) 利用定員が10人以下の場合

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

482単位

362単位

(3) 利用定員が21人以上の場合	276単位
(2) 休業日に行う場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	611単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	447単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	359単位
(4) 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	1,329単位
(2) 利用定員が6人の場合	1,112単位
(3) 利用定員が7人の場合	958単位
(4) 利用定員が8人の場合	842単位
(5) 利用定員が9人の場合	751単位
(6) 利用定員が10人の場合	679単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	577単位
(2) 休業日に行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	1,608単位
(2) 利用定員が6人の場合	1,347単位
(3) 利用定員が7人の場合	1,160単位
(4) 利用定員が8人の場合	1,020単位
(5) 利用定員が9人の場合	911単位
(6) 利用定員が10人の場合	824単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	699単位

(3) 利用定員が21人以上の場合	281単位
(2) 休業日に行う場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	622単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	455単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	366単位
(4) 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	1,320単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	675単位
(3) 利用定員が11人以上の場合	573単位
(2) 休業日に行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	1,600単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	820単位
(3) 利用定員が11人以上の場合	695単位

注1 イの(1)又はロの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県

注1 イの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）（重症心身障害児を除く。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するも

知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 イの(2)又はロの(2)については、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童（以下「就学児等」という。）に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 イの(1)については、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 利用定員が10人以下の場合 9単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 6単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合 4単位

のとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 イの(2)については、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童（以下「就学児等」という。）（重症心身障害児を除く。）に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロの(1)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業の終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 イの(2)については、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用定員が10人以下の場合 12単位

ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位

ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

5 (略)

6 イの(2)又はロの(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たっては、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ (略)

ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

4 ロの(2)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 (略)

6 イの(2)又はロの(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たっては、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ (略)

ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1) 利用定員が5人の場合	410単位
(2) 利用定員が6人の場合	342単位
(3) 利用定員が7人の場合	293単位
(4) 利用定員が8人の場合	256単位
(5) 利用定員が9人の場合	228単位
(6) 利用定員が10人の場合	205単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	102単位
8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員等又は指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。	
イ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	195単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	78単位
ロ 指導員を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	183単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	73単位

(1) 利用定員が5人の場合	410単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	205単位
(3) 利用定員が11人以上の場合	102単位
8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。	
(1) 利用定員が10人以下の場合	193単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	129単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	77単位

## 2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

### 2の2 事業所内相談支援加算

35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3・4 (略)

## 2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

(新設)

3・4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算	15単位	5 福祉専門職員配置等加算	10単位
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	<u>10単位</u>	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	<u>6単位</u>
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	6単位	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)			
注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	2 ヲについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。		
3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。	(1)・(2) (略)		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)		
6～8 (略)	6～8 (略)		
9 送迎加算	9 送迎加算	<u>54単位</u>	

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合

54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合

37単位

注1 イについては、就学児等（重症心身障害児を除く。）に  
対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校  
と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行っ  
た場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適  
合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デ  
イサービス事業所において、就学児等（重症心身障害児に  
限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学し  
ている学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送  
迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## 10 延長支援加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 61単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(3) 延長時間2時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 128単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(3) 延長時間2時間以上の場合 256単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして  
都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等  
において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に  
基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指

注 就学児等に対して、その居宅又は就学児等が通学している学  
校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行っ  
た場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## 10 延長支援加算

イ 延長時間1時間未満の場合

61単位

ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合

92単位

ハ 延長時間2時間以上の場合

123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして  
都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等  
において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に  
基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指

定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(1)

200単位

ロ 関係機関連携加算(II)

200単位

注1 イについては、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、就学児等が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつ

定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

(新設)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつ

ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあつては、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第4 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 916単位

注1 (略)

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき375単位を所定単位数に加算する。

2・3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保

ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあつては、1から10までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第4 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 912単位

注1 (略)

2・3 (略)

<p>育所等訪問支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保育所等訪問支援を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	
<p>2 (略)</p>	
<p>3 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>2 (略)</p>
<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(1)</u> 1及び2により算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>ロ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u> 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数</p> <p>ハ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(III)</u> <u>ロ</u>により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ニ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(IV)</u> <u>ロ</u>により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(1)</u> 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数</p> <p>ロ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u> <u>イ</u>により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(III)</u> <u>イ</u>により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>